

個人情報保護委員会

# 情報法制研究の対象としての 個人情報保護法制の将来像

情報法制学会・情報法制研究所 共催  
第1回情報法制シンポジウム

2017年6月17日(土)

東京大学 伊藤国際学術研究センター  
伊藤謝恩ホール

一橋大学名誉教授

(個人情報保護委員会委員長)

堀部 政男

# 個人情報保護委員会とは？

個人情報保護委員会は、平成28年1月1日に、特定個人情報保護委員会を改組して発足しました。

個人情報保護委員会は、特定個人情報保護委員会が担ってきたマイナンバー（個人番号）の適正な取扱いの確保を図るための業務を全部引き継ぐとともに、新たに個人情報保護法を所管し、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いの確保に関する業務を行います。



## 個人情報保護委員会とは

### 個人情報保護委員会とは？

個人情報保護委員会は、平成28年1月1日に、特定個人情報保護委員会を改組して発足しました。  
個人情報保護委員会は、特定個人情報保護委員会が担ってきたマイナンバー（個人番号）の適正な取扱いの確保を図るための業務を全部引き継ぐとともに、新たに個人情報保護法を所管し、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いの確保に関する業務を行います。



### 個人情報保護法に関する情報はこちら

改正個人情報保護法が平成29年5月30日に施行されました。  
✓ 中小企業サポートページ  
✓ 法律、ガイドライン、Q&A  
✓ 相談窓口  
そのほか、各種資料を掲載しています。



### マイナンバーに関する情報はこちら

✓ 法律、ガイドライン、Q&A  
✓ 取扱いに関するチェックポイント  
✓ 漏えい、苦情等の窓口  
そのほか、各種資料を掲載しています。



🏠 ホーム

📄 委員会の概要

- ▶ 個人情報保護委員会について
- ▶ 委員長・委員紹介
- ▶ 広報
- ▶ キッズページ

🔑 個人情報保護法について

- ▶ 法令・ガイドライン等
- ▶ 漏えい等の対応（個人情報）
- ▶ 中小企業サポートページ（個人情報保護法）

▶ 認定個人情報保護団体

▶ 匿名加工情報・非識別加工情報

▶ 国際関係

▶ 参考資料・説明会等

## 個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や制度一般に関する疑問や専門的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情をあっせんするため、電話による相談窓口を設置しています。

**電話番号 03-6457-9849**

## マイナンバー苦情あっせん相談窓口

マイナンバー（個人番号）の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせんを行うため、電話による苦情あっせん窓口を設置しています。

**電話番号 03-6457-9585**

### ご注意ください！

マイナンバー（個人番号）制度をかたり、電話や郵便等で個人番号を聞き出そうとする事案や、マイナンバー（個人番号）にかこつけて巧妙な手口で金銭を求める事案などが発生しています。詳しくは「[注意情報](#)」のページをご覧ください。

### 重要なお知らせ

▶ FAQ・お問合せ

📁 マイナンバーについて

▶ 関係法令一覧

▶ ガイドライン

▶ 監視・監督

▶ マイナンバーヒヤリハットコーナ  
ー

▶ 中小企業サポートページ（マイナ  
ンバー）

▶ 特定個人情報保護評価

▶ 漏えい等の対応（マイナンバー）

▶ 参考資料等

▶ 苦情あっせん（マイナンバー）

▶ 独自利用事務の情報連携

📄 委員会の活動

▶ 委員会開催状況

▶ 国際協力

❓ お知らせ

# 改正個人情報保護法の全面施行 (平成29(2017)年5月30日)

- 個人情報保護法・マイナンバー法改正法(平成27年法律第65号)
- それぞれの改正の先後関係から、マイナンバー法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(マイナンバー法の公布の日(平成25年5月31日)から4年以内の政令で定める日)までの日付とする必要がある。
- マイナンバー法附則第1条第5号:第19条第7号、第21条から第23条まで並びに第30条第1項(行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定を読み替えて適用する部分を除く。)及び第2項(行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定を読み替えて適用する部分を除く。)から第4項まで並びに別表第二の規定
- 改正個人情報保護法公布の日(平成27(2015)年9月9日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日⇒平成28(2016)年12月20日の閣議で施行期日は平成29(2017)年5月30日と決定

# マイナンバー法の該当規定の例示

- 第19条（特定個人情報の提供の制限）何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。
- 第19条第7号・・・当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 第21条（情報提供ネットワークシステム）
- 第22条（特定個人情報の提供）
- 第23条（情報提供等の記録）

# 改正個人情報保護法の主なポイント①

- (1) 個人情報保護委員会の新設(法第5章)
- 個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化:  
改正法の一部施行により、2016(平成28)年1月1日に個人情報保護委員会設置
- 主務大臣が有している監督権限を改正法の全面施行時(2017年5月30日)に個人情報保護委員会へ一元化

# 個人情報保護委員会設置の意義

- 改正個人情報保護法は、2016(平成28)年1月1日に個人情報保護委員会を設置すると規定している。個人情報保護委員会は、民間部門の個人情報の取扱いを対象とすることになるばかりでなく、特定個人情報保護委員会が対象としてきた特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の適正な取扱いの監視・監督も所掌している。
- 委員会というと、諮問機関である多数の委員会と同様なものとする向きもあるが、個人情報保護委員会の「委員会」は、[国家行政組織法第3条第2項の「行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる」という規定の「委員会」\(いわゆる3条委員会\)](#)で、設置は内閣府設置法第49条第3項に基づいている。ちなみに内閣府に置かれている「委員会」及び「庁」については、内閣府設置法第64条が次のように規定している。

# 個人情報保護委員会設置の意義

- 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の左欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の右欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによるとなっている。

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
国家公安委員会	警察法
個人情報保護委員会	個人情報の保護に関する法律
金融庁	金融庁設置法
消費者庁	消費者庁及び消費者委員会設置法

# 個人情報保護委員会

※個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、2016（平成28）年1月1日設置

## 任務

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

## 組織

- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制
- 委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

### 【マイナンバー法(\*1)関係】

※マイナンバー法は、内閣府が所管



## 個人情報保護委員会

個人情報保護の基本方針の策定・推進  
広報啓発  
国際協力  
その他（国会報告・調査等）

特定個人情報保護評価

監視・監督等

苦情あつせん

指針

評価書

監視・監督

苦情

あつせん等

### 【個人情報保護法(\*2)関係】

個人情報保護法は、個人情報保護委員会が所管

認定個人情報保護団体

事業者

個人

認定・監督等(\*3)

監督(\*3)

苦情等(\*3)

あつせん等(\*3)

非識別加工情報関係監視・監督(\*5)

### 【行政機関個人情報保護法等(\*4)関係】

※非識別加工情報（個人情報保護法における匿名加工情報に相当するもの）関連のみ

行政機関

独立行政法人

(\*1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(\*2) 個人情報の保護に関する法律

(\*3) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日（2017年5月30日）から開始。

(\*4) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

(\*5) この事務は改正行政機関個人情報保護法、改正独立行政法人個人情報保護法の全面施行日（2017年5月30日）から開始。

# 改正個人情報保護法の主なポイント②

- (2) 個人情報の定義の明確化(法第2条)
- ① 利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化(法第2条第2項)
- ② 要配慮個人情報(本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化(法第2条第3項、法第17条第2項)
- (3) 個人情報の有用性を確保(利活用)するための整備
- 匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)の利活用の規定を新設(法第2条第9項、法第4章第2節(第36条―第39条))

# 要配慮個人情報—法第2条(第3項)

- 法第2条(第3項)

3 この法律において「**要配慮個人情報**」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

# 要配慮個人情報—施行令(政令)第2条

- 政令第2条

法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

# 要配慮個人情報—委員会規則第5条

- 規則第5条
- 令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

# 改正個人情報保護法の主なポイント③

- (4) 個人データの第三者提供に係る確認記録作成等の義務化—いわゆる名簿屋対策
- ① 個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化(第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける)(法第25条・第26条)
- ② 個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする(第83条)

## 改正個人情報保護法の主なポイント④

- (5) 取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止(第2条第5項)⇒「個人情報データベース等を事業の用に供している者」のすべてを「個人情報取扱事業者」として法の対象とする。一方で、改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定(法附則第11条)
- (6) オプトアウト(※)規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表(※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。)(法第23条第2項から第4項まで)

## (6) オプトアウト手続(本人の同意を得ない場合の手続)

- 本人の同意を得ない場合には、次の(1)~(3)の手続をする(いわゆるオプトアウト手続)。ただし、**要配慮個人情報**については、この手続による**提供は禁止**(法第23条第2項)
- (1)本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとする。
- (2)次の①~⑤をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておく。
  - ①第三者提供を利用目的としていること、②提供される個人データの項目、③提供の方法、④本人の求めに応じて提供を停止すること、⑤本人の求めを受け付ける方法
- (3)本人に通知した事項を個人情報保護委員会に届け出る(個人情報保護委員会はこれを公表する。)

## (6) オプトアウト手続の個人情報保護委員会への 事前届出の受付開始日

- 改正法個人情報保護法附則第2条は、オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る個人情報保護委員会への提出を、施行期日(2017年5月30日に決定)より前に行うことができる旨規定しており、当該規定の施行期日については、改正法附則第1条第4号の規定により、改正法の公布(2015年9月9日)から1年6月以内(2017年3月8日まで)の政令で定める日とされていた。
- 改正法附則第1条第4号の規定の施行期日(オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る個人情報保護委員会への事前届出の受付開始日)は、2017年3月1日とすることが閣議決定された。
- 2017年6月16日現在、届出総数72

# 改正個人情報保護法の主なポイント⑤

- (7) 外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用(第24条)、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設(第78条)
- (8) 本人の開示(法第28条)、訂正等(法第29条)及び利用停止等(法第30条)の請求  
権の明確化
- (9) 個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為が「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象(法第83条)
- 罰則は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金である。

# 法律・政令・ガイドライン等(2015年改正法関係)①

- (国会)個人情報保護法(改正個人情報保護法(平成27年法律第65号、2015年9月9日公布))
- (内閣)個人情報保護法施行令(改正施行令(平成28年政令第324号、2016年10月5日公布))
- (個人情報保護委員会)個人情報保護法施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号、2016年10月5日公布)
- (委員会)個人情報保護法ガイドライン(通則編)(平成28年個人情報保護委員会告示第6号、2016年11月30日公表)
- (委員会)個人情報保護法ガイドライン(外国第三者提供編)(告示第7号、同上)
- (委員会)個人情報保護法ガイドライン(確認・記録義務編)(告示第8号、同上)
- (委員会)個人情報保護法ガイドライン(匿名加工情報編)(告示第9号、同上)

## 法律・政令・ガイドライン等(2015年改正法関係)②

- (委員会・関係省庁)特定分野(金融(金融、信用、債権回収ガイドライン))(金融庁、経済産業省及び法務省)との連名による告示として2017年2月28日公表)
- (委員会・関係省庁)特定分野(医療(医療・介護、医療保険関係ガイダンス)委員会及び厚生労働省)の連名による通知として作成、2017年4月14日発出

## 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について

- 個人情報保護法ガイドライン(通則編)においては、「漏えい等の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める」こととしており、これを受けて、2017年2月16日に「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)を委員会のウェブサイトに公表

## 認定個人情報保護団体の認定等に係る指針等

- 「認定個人情報保護団体の認定等に係る指針」(平成29年個人情報保護委員会告示第7号)の策定(2017年4月21日公表)。
- 認定個人情報保護団体の状況(2017年5月30日現在)⇒45団体

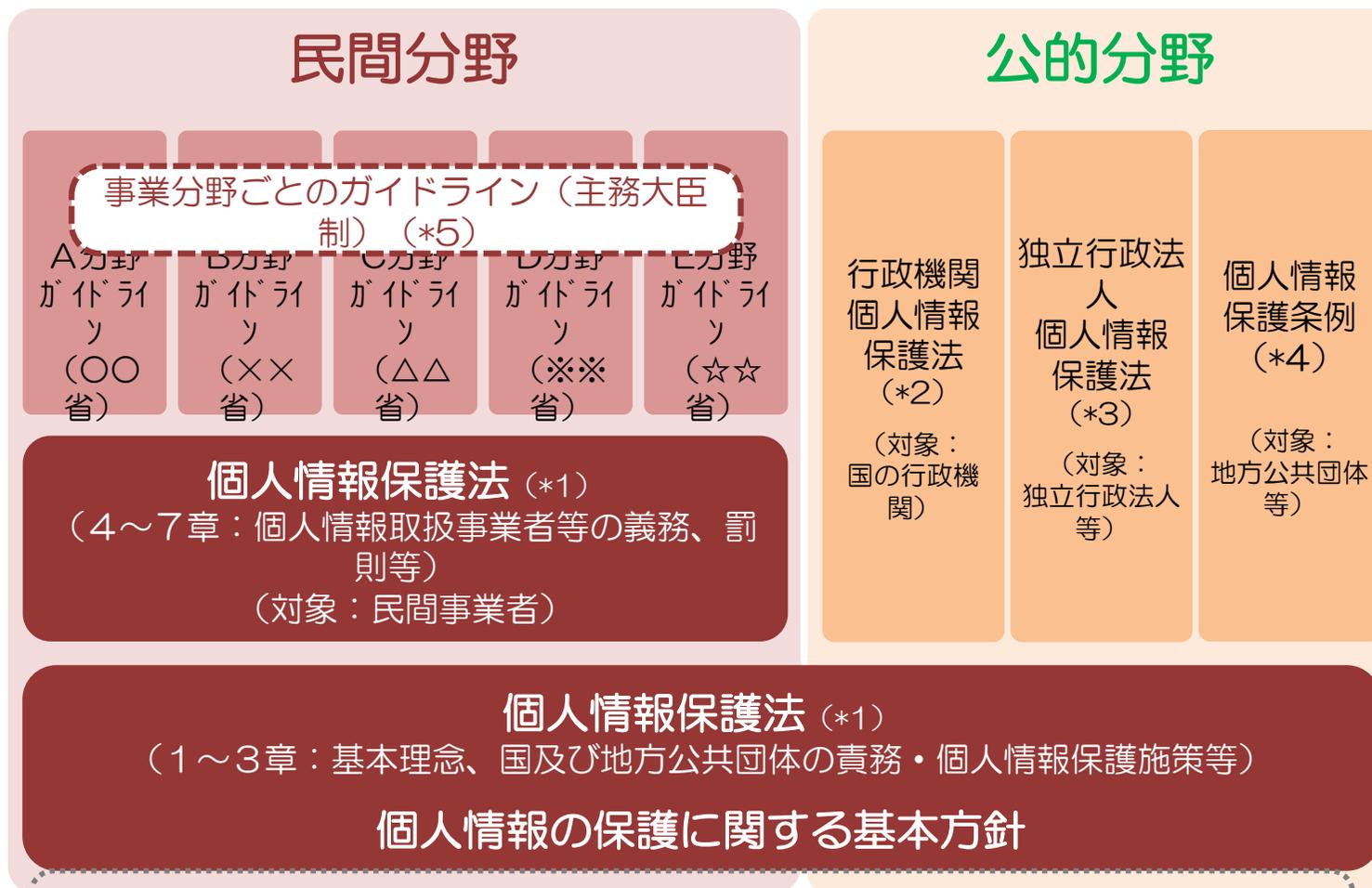
## 改正行政機関個人情報保護法等の施行①

- 平成28年5月に「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」(平成28年法律第51号)が成立し、公布された。同法により改正された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」(以下これら2法を併せて「行政機関個人情報保護法等」という。)において、行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する手続等の詳細を委員会規則で定めることとされた。

## 改正行政機関個人情報保護法等の施行②

- 委員会は、行政機関個人情報保護法等を所管する総務省と連携しながら検討を行い、2017年3月31日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」(平成29年個人情報保護委員会規則第1号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則」(平成29年個人情報保護委員会規則第2号)を公布するとともに、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編)」(平成29年個人情報保護委員会告示第4号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(独立行政法人等非識別加工情報編)」(平成29年個人情報保護委員会告示第5号)を公表した。

# 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ 20170529まで



- （\*1）個人情報の保護に関する法律
- （\*2）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- （\*3）独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- （\*4）個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。
- （\*5）この他に、主務大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体が各種指針等を定めている。

# 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ 20170530以降



- (\*1) 個人情報の保護に関する法律
- (\*2) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- (\*3) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- (\*4) 個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。
- (\*5) 個人情報保護委員会ガイドライン（通則編）等

# 個人情報保護委員会の任務

(任務)

第60条 委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第12条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。)に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)を任務する。

# 委員会の所掌事務①

(所掌事務)

第61条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱いに関する監督、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報(同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報(同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の取扱いに関する監督並びに個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第四号に掲げるものを除く。)

## 委員会の所掌事務②

- 三 認定個人情報保護団体に関すること。
- 四 特定個人情報(番号利用法第2条第8項に規定する特個人情報という。第63条第4項において同じ。)の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。
- 五 特定個人情報保護評価(番号利用法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価という。)に関すること。

## 委員会の所掌事務③

六 個人情報保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

# グローバル動向—1年弱後の適用開始迫った GDPR (General Data Protection Regulation)

- **GDPR** 2016年4月8日理事会採択、4月14日欧州議会採択、2016年5月24日施行、2018年5月25日から適用
- **警察・刑事裁判データ保護指令** (Data Protection Directive for the police and criminal justice) 2016年4月8日理事会採択、4月14日欧州議会採択、2016年5月5日施行、構成国は2018年5月6日までに国内法化しなければならない。
- 1990年に出されたデータ保護指令提案とともに「公衆デジタル通信網データ保護指令提案」と要約できる提案がなされた。その後の検討状況を見ていると、データ保護指令とは軌を一にしていなが、**eプライバシー指令** (e-Privacy Directive (2002/58/EC)) に結実し、その後も改正されている。欧州委員会は、これに代わる**eプライバシー規則案**を2017年1月10日に提案した。
- 欧州委員会は、GDPRが適用されるようになる2018年5月25日までに採択されるように欧州議会及び理事会に迅速に作業を進めることを要請した。
- **eプライバシー指令**は、伝統的なテレコム事業者を対象にしていたが、**eプライバシー規則**は、WhatsApp, Facebook Messenger, Skype, Gmail, iMessage, Viberなどのような電子通信サービスのプロバイダーにも適用されることになる。

# 国際協力(2016年7月29日委員会決定)①

- 2016年7月29日「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」(個人情報保護委員会決定)
- 経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含む大量のデータの国境を越えた流通が増大しており、OECD、APEC等において、個人情報の保護に関する情報交換や越境執行協力等を目的とした国際的な枠組みが構築されてきている。また、個人情報保護委員会の設置により、国際的な執行協力の枠組みであるGPEN(グローバルプライバシー執行ネットワーク)、APPA(アジア太平洋プライバシー機関フォーラム)においては、我が国が正式参加国として認められたところである。

## 国際協力(2016年7月29日委員会決定)②

- これらの国際的な動向を踏まえて、個人情報保護法に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」の変更に向けては、同方針案に「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備するため、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組む」との趣旨を盛り込むこととし、国際的な取組を一層推進することとする。
- 具体的には、当面、以下の方針により取組を進めることとする。
- 個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし、当面、これまでに一定の対話を行ってきた米国、EU(英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。)については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する。

# 国際協力(2016年11月8日委員会決定)①

- 本年7月29日の個人情報保護委員会において、「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」を決定し、その中で、「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし、当面、これまでに一定の対話を行ってきた米国、EU(英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。)については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する」とした。これを踏まえ、米国及びEUと対話を行ってきたところである。

## 国際協力(2016年11月8日委員会決定)②

- なお、個人情報の保護に関する法律第7条の規定に基づき、10月14日の個人情報保護委員会において作成し、10月28日に閣議決定された、個人情報の保護に関する基本方針においては、「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備するため、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組むものとする」とされている。
- 米国 – 「定期的な会合を続けていくこと及び緊密に連携することの重要性について認識を共有した。加えて、自国のステークホルダーと共に、APEC越境プライバシールール(CBPR)システムに関する周知活動及び、APEC加盟エコノミーに対する参加促進を協力して行っていくことで一致している。」
- 引き続き、グローバルな展開を念頭に、個人データ移転の枠組みであるAPEC越境プライバシールール(CBPR)システムの活性化等の取組を進める。

## 国際協力(2016年11月8日委員会決定)③

- EU―「日EU間で個人データの保護を図りながら越境移転を促進することが重要であることを強調し、その目標に向かって、日EU間で協力対話を続けていくことで一致している。」
- 引き続き、グローバルな個人データ移転の枠組みとの連携も視野に置きつつ、以下の点を踏まえた議論を推進する。
- 日EU間での個人データ移転は、改正個人情報保護法(独立機関である個人情報保護委員会の設置など)を前提として相互の個人データ流通が可能となる枠組みを想定するものとする。
- また、EUにおいては、本年採択されたEU一般データ保護規則(GDPR)が平成30年5月に適用されることから、その運用に向けた動きも注視していく必要がある。



Brussels, 10.1.2017  
COM(2017) 7 final

**COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN  
PARLIAMENT AND THE COUNCIL**

**Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World**

**EN**

**EN**

## 国際協力（2017年1月10日欧州委員会）

- 2017年1月10日に欧州委員会で採択された「グローバル化する世界における個人データの交換と保護」(Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World)は、2017年に、十分性認定の可能性を探ることも含めた、ハイレベルの保護を確保しながらのデータ流通促進について、日本と積極的に連携していく意思を表明している。

# 国際協力(2017年3月13日セミナー)

- **個人データの国境を越える架け橋**～日EU間の相互の円滑な個人データ移転の実現に向けて:最近の進展と将来の展望～
- 個人情報保護委員会・欧州委員会司法総局 共催
- 日時:2017年3月13日(月)14時～16時
- 会場:ホテルグランドパレス
- 開会挨拶 堀部政男個人情報保護委員会委員長
- 講演1 個人情報保護委員会における国際的な取組について 其田真理 個人情報保護委員会事務局長
- 講演2 欧州連合一般データ保護規則の下での国際的なデータ移転:データ移転の促進と高レベルの保護の確保 ブルーノ・ジェンカレッリ 欧州委員会司法総局国際データ移転・保護課長

# 平成29年度個人情報保護委員会活動方針①

- 2017年5月12日決定
- <国際協力関係>
- (1) 米国との連携・協力
  - これまでの協力関係の実績を踏まえ、引き続き、国内の説明会や国際会議等の場におけるCBPRシステムの周知活動及びAPEC加盟エコノミーとの意見交換を積極的に進めていくことについて、連携及び協力を図ることとする。
- (2) EUとの協力対話
  - これまでの対話の実績を踏まえ、引き続き、相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築の早期実現に向けて精力的に協力対話を行うとともに、EU加盟国のデータ保護機関との対話・連携を深めることとする。

## 平成29年度個人情報保護委員会活動方針②

また、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation : GDPR）の適用に向けたガイドラインの策定等、EUの動きに引き続き注視しつつ、我が国の企業の経済活動を視野にEUとの対話を深めることとする。

- (3) 英国との対話

これまでの対話の実績を踏まえ、引き続き、EU離脱後の日英間の相互の円滑な個人データ移転について、データ保護機関であるICO及び個人情報保護法制を所管する文化・メディア・スポーツ省との間で、執行体制と制度の両面から精力的に緊密な対話を進めていくこととする。

また、英国のEU離脱後の英EU間の個人データ移転への影響についても注視し、必要に応じて情報収集を行うこととする。

## 3つの視点による検討の提唱

- 堀部政男「個人情報保護法の「基本方針」の策定に当たって  
—『プライバシー文化』普及の必要性—」(国民生活審議会  
個人情報保護部会(平成15年10月22日))

はじめに

グローバル・ナショナル・ローカル の各視点とその総合化  
の重要性

- グローバルな視点
- ナショナルな視点
- ローカルな視点
- 改めて問題提起

# グローバルな視点－立法者意思①

- グローバルな視点は、**立法者意思**（立法に当たって立法者が持っている意思）になっている。
- **第6条「法制上の措置等」新旧対照**
- **旧法**－第6条 政府は、個人情報<sup>の性質及び利用方法にかんがみ</sup>、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- **現行法**－第6条 政府は、個人情報<sup>の性質及び利用方法に鑑み</sup>、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

## グローバルな視点－立法者意思②

- 改正個人情報保護法附則第12条(検討)は、それぞれ重要であるが、ここでは、第3項について見ることにする。
- 第3項は「政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定し、「国際的動向」を明文化している。

# グローバルな課題の例①

- EU一般データ保護規則(GDPR)関係⇒越境適用、明示的同意、特別な種類の個人データ、忘れられる権利・消去権、データ・ポータビリティの権利、自動処理による個人に関する決定(プロファイリングを含む)、データ保護・バイ・デザイン及びバイ・デフォルト、個人データ侵害の通知・連絡制度、データ保護影響評価、第三国等移転制限、行動規範・認証制度、行政上の制裁金制度、子どものプライバシー・個人情報保護の保護等
- CoE条約第108号—データ保護諮問会議へのオブザーバー参加
- OECD
- APEC

## グローバルな課題の例②

- ICDPPC (International Conference of Data Protection and Privacy)
- 正式メンバーとしての承認
- 最近では、その非公開会議での重要な決議の採択
- **38th International Conference – Marrakesh, Morocco, 2016**  
[Resolution for the Adoption of an International Competency Framework on Privacy Education](#)  
[International Competency Framework for School Students on Data Protection and Privacy](#)  
[Resolution on Developing New Metrics of Data Protection Regulation](#)  
[Resolution on Human Rights Defenders](#)  
[Resolution on International Enforcement Cooperation \(2016\)](#)

## ナショナルな視点⇒改正法附則第12条(検討)

- 改正法附則第12条は、「検討」すべきことを5項にわたって規定している。少し長くなるが、その全文を掲げるので、それらがどのようなものであるかを認識されたい。
- 法附則第12条は、表記を原文のまま掲げると、次のようになる(なお、キーワードをゴシックにした)。

# 改正法附則第12条(検討)第1項

- 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報(以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。)の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。)を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 改正法附則第12条(検討)第2項・第3項

- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 改正法附則第12条(検討)第4項・第5項

- 4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

# IT総合戦略本部「パーソナルデータの利活用に関する 制度改正大綱」(2014年6月24日)①

- VII 継続的な検討課題
- 1 新たな紛争処理体制の在り方
- 個人情報等の保護に関連した事案に特化した紛争処理体制の整備については、苦情・相談件数の推移、勧告・命令権限の発動件数等の現状に照らし、今後発生する紛争の実態に応じて継続して検討すべき課題とする。
- 2 いわゆるプロファイリング
- 多種多量な情報を、分野横断的に活用することによって生まれるイノベーションや、それによる新ビジネスの創出等が期待される中、プロファイリングの対象範囲、個人の権利利益の侵害を抑止するために必要な対応策等については、現状の被害実態、民間主導による自主的な取組の有効性及び諸外国の動向を勘案しつつ、継続して検討すべき課題とする。

# IT総合戦略本部「パーソナルデータの利活用に関する 制度改正大綱」(2014年6月24日)②

- 3 プライバシー影響評価(PIA)

- 番号法における特定個人情報保護評価の実施状況を踏まえ、事業者には過度な負担とならずに個人情報の適正な取扱いを確保するための実効性あるプライバシー影響評価の実施方法等については、継続して検討すべき課題とする。

- 4 いわゆる名簿屋

- 個人情報を販売することを業としている事業者(いわゆる名簿屋)等により販売された個人情報が、詐欺等の犯罪行為に利用されていること、不適切な勧誘等による消費者被害を助長するなどしていること及びプライバシー侵害につながり得ることが、社会問題として指摘されている。

このような犯罪行為や消費者被害の発生と被害の拡大を防止するためにとり得る措置等については、継続して検討すべき課題とする。

# ローカルな視点

- 改正個人情報保護法第12条(検討)にはローカルな視点ない。
- 総務省自治行政局「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」(2017年5月19日)⇒
- 地方公共団体による個人情報保護条例制定の先進性と条例内容の多様性によるインターフェースの困難性
- インターフェース困難性の克服・解消の必要性・緊急性

# プライバシー・個人情報保護研究— 奥儀の極め①

- 半世紀近くにわたってプライバシーや個人情報に関する研究と実践を重ねてきた。その過程でいくつか研究成果をまとめてきた。例えば、約30年前に執筆を始め、28年前に著わした『現代のプライバシー』（岩波書店、1980年）もそのひとつであるが、その「あとがき」で、次のように書いたことがある。
- 「今回、本書をまとめるにあたり、プライバシーについて、広範囲にわたり検討を行なった。検討すればするほど、無限の拡がりとお行きのある問題であることがわかってきた。このような形でまとめてみたものの、新たな課題がつきからつきへと脳裡を去来している。」
- また、約30年前の1988年にまとめた『プライバシーと高度情報化社会』（岩波書店）では、ここに引用した文章を再掲し、それにつづけて、次のようにその後の状況を描写してみた。
- 「その後の発展をつぶさに観察してみると、約七年半前に記したことがますます真実味を帯びてきたように思えてならない。しかも、問題は、情報化社会の高度化に伴って以前にも増して多様化・複雑化してきている。本書では、プライバシー保護・個人情報保護の重要性・緊急性を一人でも多くの方に知っていただくために、それらの問題のうち、今日の時点で取り上げておかなければならないと考えられるものについて検討を加えた。

# プライバシー・個人情報保護研究— 奥儀の極め②

- しかし、残された課題が多いうえに、高度情報化社会の進展につれてさらに種々様々な問題が起こってくるであろう。前著でも情報化社会との関連で現代的プライバシー権を論じたが、そこでいう情報化社会は主としてコンピュータ社会を意味していた。だが、一九八〇年代に入り、今日では、情報化社会という概念でとらえようとしている情報化はコンピュータと電気通信とが結合されて広く社会に影響を与える現象として認識されているといえることができる。換言すれば、現代から近未来にかけての情報化は、スタンドアローン(独立)のコンピュータといういわば「点」が通信回線という「線」と結合して「面」へと拡大し(ネットワーク化の進展)、加速度的に社会のあらゆる分野、特に家庭生活にまで波及する傾向を示していると把握できる。そのため、今日いう情報化は、ちょうど産業革命がそうであったように、既存の制度に計り知れないインパクトを与える必然性を具備している。」
- それに関する研究は、「無限の拡がり」と奥行きのある問題」を対象とし、いわば“奥儀”を極めるようなものである。

# プライバシー・個人情報保護研究— 奥儀の極めと情報法制学会・研究所への期待

- 私自身、その奥儀をきわめるべく、様々な方法で様々な研究と実践を試みてきた。ときには充実感のあるリアクションがあるかと思えば、ときには徒労感の残る反応に遭遇したこともある。
- また、この間に、理論と実践の継続性という観点から、その承継にも努めてきた。これまでも多くの研究者や実務家が、研究と実践を試み、様々な成果をあげてきている。
- 今、来し方を振り返り、その理論と実践を融合化することができるともいえる個人情報保護委員会委員長を務めている現実を直視するとき、奥儀の極めは、後進に委ねたいと思う今日この頃である。
- 情報法制学会・情報法制研究所の活動と発展に期待するところ大である。

ご清聴ありがとうございました。